

Weekly Accounting Review

2009年8月5日(018)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計 / IASB 公開草案「法人所得税」に対する意見について
- 監査 / 監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」の公表について
- 税務 / 欠損金の繰越期間延長および繰戻還付の復活・延長の早急な実行を求める共同提言について

1. IASB 公開草案「法人所得税」に対する意見について

日本公認会計士協会と企業会計基準委員会は 2009 年 3 月 31 日に公表された IASB 公開草案「法人所得税」に対する意見を提出しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/iasb_17.html

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20090731.pdf;jsessionid=D85024574D63F767D9C9805483AA3F46

[74D63F767D9C9805483AA3F46](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20090731.pdf;jsessionid=D85024574D63F767D9C9805483AA3F46)

IASB 公開草案「法人所得税」では実質的に現状の日本基準と大きく異なる点が 2 点あります。

(1) 不確実な税務上ポジションに関する規定

特定の税務上の処理が税務当局による調査で認められるか否かについて不確実な場合があります。このような不確実な項目については税金及び繰延税金資産・負債は関連する全ての情報に基づき、税務当局により検査された仮定ですべて起こりうる結果の可能性に応じた加重平均額で評価されるべきとしています。

EX)ある企業が税額控除する金額が合計で 100 百万円あり、税務当局から当該税額控除が 100 百万円認められる確率が 80%、50 百万円認められる確率が 20%の場合、

$100 \text{ 百万円} \times 80\% = 80 \text{ 百万円}$

$50 \text{ 百万円} \times 20\% = 10 \text{ 百万円}$

上記合計額 90 百万円 (80 百万円 + 10 百万円) を元に評価を行うこととなります。

(2) 新たな開示

不確実な見積もりの説明及びその財務的影響、時期 (例: 税務当局との未解決事項)

税務当局の調査による影響

一時差異・繰越欠損金及び繰越税額控除の変動表

など

(1) に対して、日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会は共に加重平均額の算定における発生確率について信頼性の高い見積もりを行うことが難しいことから当該取扱いに対して反対しております。

(2) に対して、日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会は基本的に賛成していますが、共に について、不確実性の存在を企業自ら公表することで税務上不利を被るリスクが存在することから当該リスクについて配慮した対応をすべきことを求めています。

ショート・コメント

I A S B は本公開草案に対する意見を踏まえて最終版を 2010 年下旬に公表する見込みです。

2. 監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」の公表について(7月1日)

日本公認会計士協会は「監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20_11.html

財務諸表監査以外の保証業務等において公認会計士が関与することが期待され、その業務の範囲も拡大していくことが予想されていたこと及び財務諸表監査以外の保証業務等に関する取扱いが明確でなかったことから、日本公認会計士協会は 2004 年 7 月 6 日に「公認会計士が行う保証業務に関するフレームワーク(試案)」を公表していました。昨今、四半期レビュー及び内部統制監査制度も運用が開始されたことにより、公認会計士の保証業務もさらに多様化することが予想されることから、日本公認会計士協会は公認会計士が行う保証業務等に係る手続や結論の報告の内容及び関連する留意事項を上記研究報告として取りまとめております。

ショート・コメント

7 月 22 日(16) の Weekly Accounting Review でお伝えしました「IT に係る保証業務等の実務指針(一般指針)」(公開草案)は上記研究報告において言及されている保証業務等のうち、IT に係る保証業務について検討を行っているものであります。よって、上記研究報告は「IT に係る保証業務等の実務指針(一般指針)」(公開草案)の基礎であると言えるでしょう。

3. 欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付の復活・延長の早急な実行を求める共同提言について(7月29日)

経団連、在日米商工会議所及び欧州ビジネス協会は欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付の復活・延長の早急な実行を求める共同提言を公表しました。

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/069.html>

当該提言は世界経済が同時不況にある中、日本経済も厳しい状況にあり、設備投資も抑制されていることから、景気回復を目的として欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付の復活・延長(中小企業については繰戻還付制度は復活しております)を求めるものであります。

ショート・コメント

当該提言はこの欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付の復活・延長について8月に行われる衆議院総選挙における各党のマニフェストに織り込まれることを期待しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp